

2023年度 政法講座

「みんなちがって みんないい」への挑戦

～民間事業者における合理的配慮の義務化に関連して



同志社大学法学部 梶山 玉香

UD
FONT

見やすく読み間違いにくい
ユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

同志社大学
Doshisha University

*オンラインにつないで、PDF資料のリンクを開くと、リンク先のサイトに
つながります。



お話の前に・・・

「障害」と「障がい」という表記について

「障害者」「障害」－法令名・政策名

⇔同志社大学での表記

「障がい者」（2003年～）、「障がい」（2014年～）

本日の話では、

- ・法令、政策の話がたくさん出てくること
- ・障害の「社会モデル」を踏まえ、近年は、「障害」の表記に戻ってきていること

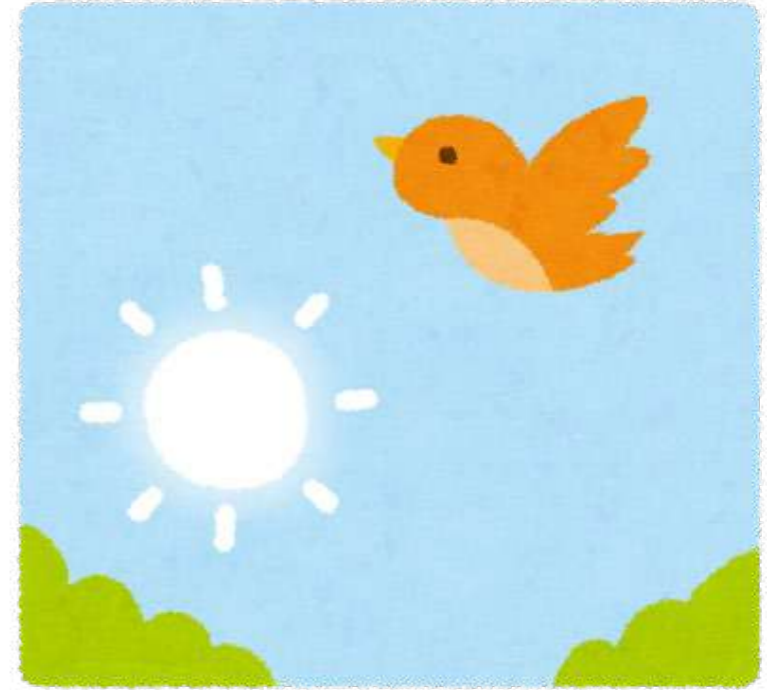
を踏まえ、「固有名詞」を除き、「障害」の表記で統一します。

1 はじめに

わたしが両手をひろげても、
お空はちっともとべないが、
とべる小鳥はわたしのよう、
地面（じべた）をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、
きれいな音はでないけど、
あの鳴るすずはわたしのよう、
たくさんのうたは知らないよ。

すずと、小鳥と、それからわたし、
みんなちがって、みんないい。



(金子みすゞ「私と小鳥と鈴と」)

2 障害者差別解消法における「社会的障壁の除去」

(1) 障害者権利条約と国内法の整備

① 障害者権利条約採択までの動き

- | | | |
|-------|------|--|
| 1975年 | 国連 | 障害者の権利に関する宣言 |
| 1981年 | 国連 | 国際障害者年 |
| 1982年 | 国連 | 障害者に対する世界行動計画 「国連障害者の十年」(1983~93) |
| 1993年 | 国連 | 障害者の機会均等化に関する基準規則 |
| 2001年 | 国連 | 障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約に関する決議案採択 |
| 2002年 | 国連 | 障害者権利条約を検討するためのアドホック委員会設置 |
| 2006年 | 国連 | 障害者権利条約採択(2008年発効) |
| | (参考) | 外務省HP 障害者の権利に関する条約 |
| 2007年 | 日本 | 障害者権利条約署名 <u>条約締結に向けた国内法制の整備へ</u> |

Nothing About Us
Without Us!



②条約締結に向けた国内法制の整備

- 1999年 民法改正（禁治産制度→成年後見制度）
- 2000年 同志社大学 障害学生支援制度開始
- 2004年 発達障害者支援法
- 2006年 **国連 障害者権利条約採択**
バリアフリー法制定、特殊教育から特別支援教育へ転換
- 2009年 同志社大学 学生支援センターに「障がい学生支援室」設置
- 2011年 **障害者基本法（1993年）改正**
- 2012年 障害者総合支援法（←2006年障害者自立支援法）制定
- 2013年 **障害者差別解消法制定（2016年施行）**
障害者雇用促進法改正（2016年施行）
公職選挙法改正（成年被後見人の選挙権・被選挙権）
同志社大学 カウンセリングセンターに「特別支援オフィス」設置
- ↓
- 2014年 日本 **障害者権利条約締結**



③ 「障害（者）」 「差別」概念の変化～障害者基本法改正

2011年改正前の障害者基本法2条

障害者＝**心身の機能障害**による活動の制限を受ける者



2011年改正後の障害者基本法2条

障害者（とは）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、**障害及び社会的障壁により**継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの　－**心身の機能障害＋社会的障壁**による活動の制限

「社会モデル」としての障害

障害は、個人の心身の機能障害と社会的障壁との相互作用によって生み出される

●階段しかないので、2階には上がれない

▶「障害」がある



●エレベーターがあれば、2階に上がれる

▶「障害」がなくなった!



【社会モデルの考え方】

車いすの方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる。

〈社会的障壁（バリア）の例〉

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

資料：内閣府

『令和5年障害者白書』（内閣府）より

2011年改正前の障害者基本法 4条1項

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。



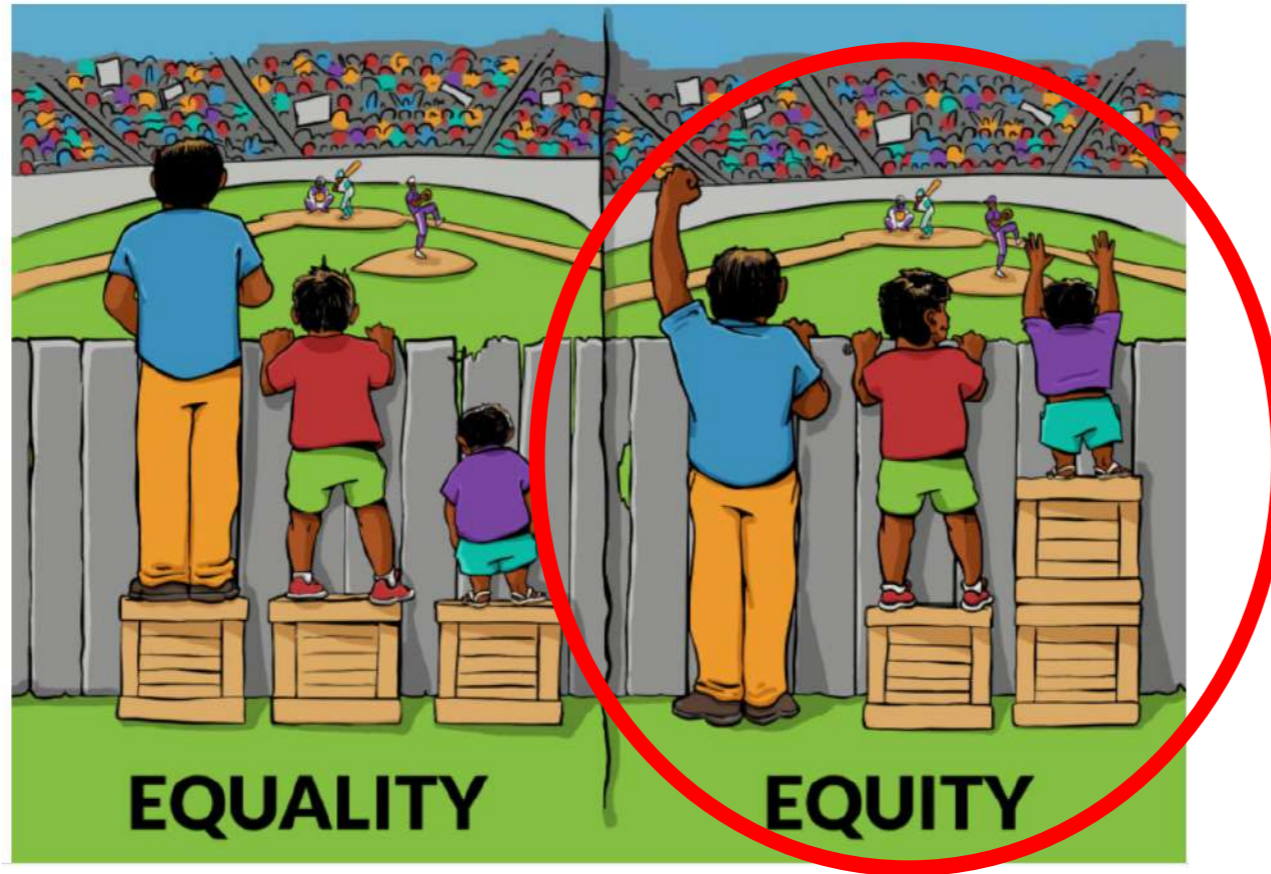
2011年改正後の障害者基本法 4条2項の追加

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

— 「合理的配慮の不提供」という差別

「合理的配慮がないことは差別」と明記 令和5年版障害者白書 (TBS NEWS DIG)

「同じものを同じに扱わない」差別に加え、
「違うものを同じに扱う」差別も



[The Interaction Institute for Social Change Illustrating Equality VS Equity](#) より

平等な機会を保障するための「調整」が必要。

→障害者差別解消法の「合理的配慮 (reasonable accommodation)」

(2) 障害者差別解消法の概要 (2013年制定、2021年改正→2024年施行)

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(3条)

国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。(4条)

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境整備等に「努めなければならない」。(5条)

事前的改善措置

行政機関等及び事業者は、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を「侵害してはならない」。(7条1項・8条1項)

行政機関等及び事業者は、その事業等を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を「しなければならない」。(7条2項・改正8条2項)

合理的配慮の提供

事前的改善措置（5条） - 対象は不特定多数

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修
その他の必要な環境の整備

(例) 施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化



合理的配慮の提供（7条2項、8条2項） - 対象は意思表示をした障害者

社会的障壁の除去に必要な合理的な配慮

「社会的障壁」：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

「合理的配慮 (reasonable accommodation)」

→ 一方的な配慮・支援の提供ではなく、双方向的な環境調整



不当な差別的取扱いの禁止（7条1項、8条1項）

合理的配慮の不提供も、不当な差別的取扱い（障害者基本法4条2項）

障害者差別解消法の対象となる障害者は、

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

【参考】障害者概数（[令和5年 障害者白書](#)）

厚生労働省による「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」、「社会福祉施設等調査」又は「患者調査」から推計した数

身体障害者	436万人	（人口1000人あたり34人）
知的障害者	109万4000人	（人口1000人あたり9人）
精神障害者	614万8000人	（人口1000人あたり49人）

国民の9.2%に
何らかの障害

障害者差別解消法の対象分野は、

教育、医療、福祉など、日常生活及び社会生活全般に係る分野。

障害者差別解消法は、すべての分野に共通の枠組み。

→ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

(例) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 (文部科学省)

(大学等) 障害のある学生の修学支援に関する検討会

医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針 (厚生労働省)

国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 (国土交通省) 等

ただし、雇用分野での差別禁止・合理的配慮の提供については、

障害者雇用促進法に2013年改正（2016年施行）で規定。

既製服でたとえると・・・

不特定多数に対する**事前的改善措置**



典型的な体型（SML）を想定し、あらかじめいくつかのサイズを用意

→ **バリアフリー**（例）車いす利用者用のスロープ
視覚障害者用の点字表示



多くの人々が着られるような**フリーサイズ**を用意 → **ユニバーサルデザイン**

（例）エレベーター
音声アナウンス・字幕

特定の人々の「**体型**」に合わせた**サイズ調整**



特定のニーズに合わせた**合理的配慮**

（例）特定の人々のための手話通訳
特定の人々のための字幕

事前的改善措置を充実させておくと、個別対応（合理的配慮の提供）が減る。

(3) 事業者による合理的配慮の提供義務（改正8条2項）

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった**場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

事業者とは、「商業その他の事業を行う者」（2条7号）



「商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、**同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者**」

個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む。

障害者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

●我が国では、障害のある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを自覚しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

●令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者[※]による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。[※]個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

合理的配慮の提供とは？
事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が過ぎない範囲で対応を行うこととしています。

～できなくて困っています
～だと助かります
～することはいかがですか
～をお手伝いしましょう！

社会的障壁を取り除くための申出

建設的対話
障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討
対応の例：筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

合理的配慮の提供

知る
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。

調べる
障害者差別解消に関する事例データベース
「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口に掲載された身体障害者、障害種別などに応じて検索できます。

障害者白書
（毎年刊行）
政府が調じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

内閣府 内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者政策担当
Cabinet Office 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎03-5253-2111（代表）

合理的配慮の提供について

- ・ 義務を負うのは、事業者。

実際に行うのは事業者の従業員でも「事業者」としての判断が必要。

- ・ 障害者から意思表示があったときに提供。 ⇔ 事前的改善措置
- ・ 配慮内容は、事業の実施に伴い、その本質を変更しないもの。
→ 事業と直接関係しないものは提供できない。

事業者にとって、配慮提供に伴う負担が過重でないもの。

当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じたもの。

→ 当該障害者のニーズを把握することが必要。

障害者側の要請のみによって決まるわけではないが、

事業者側で一方的に決めることもできない。 — **建設的対話**

障害のない者と等しく活動する機会を保障するためのもの。

合理的配慮の提供の「あるある」

[「聴覚障害学生サポートブックー18歳から学ぶ合理的配慮ー」](#)（国立大学法人筑波技術大学・2018年）より。

「よかれと思って」

- ・ 「できない」という思い込み
- ・ 「危ない」という思い込み
- ・ 「この障害ならこの支援」という思い込み



ズレ
「本人の意向・ニーズ」
「障害のない者と等しく」

親切・配慮・支援ではなく、
等しく参加するための「調整」



3 「みんなちがって、みんないい」への挑戦～障害学生支援を例に

(1) 大学における障害のある学生の在籍数

2022年度

49,672人

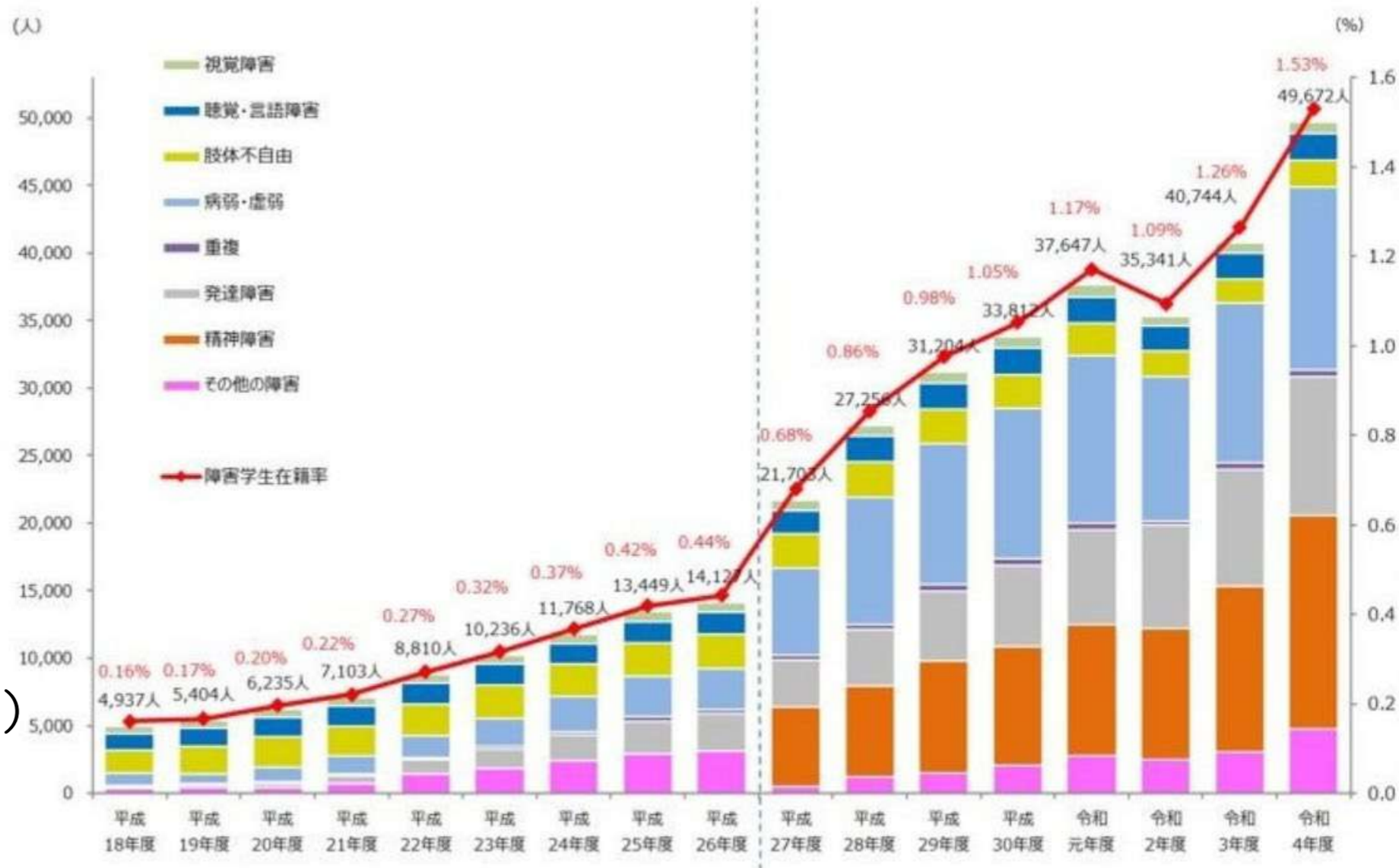
調査対象となった大学の
在籍学生数は

3,246,852人

(参考) 同志社大学
配慮対象学生 344人
在籍学生数

26166人 (学部)

1536人 (大学院)



(2) 同志社大学における障害学生支援

①同志社大学における障害学生支援制度とその見直し

[スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室の沿革 \(SDA室HP\)](#)

- 1949年 大学入試での点字受験対応 (日本の大学では初)
- 1975年 教務課に非常勤の点訳・墨訳担当者を配置
試験問題の点訳を開始(1984年度より語学テキストの点訳も)
- 1982年 大学長の諮問機関として「障害者問題委員会」設置。
施設のバリアフリー化に着手。
- 1991年 図書館 (今出川校地) 内に点字室を設置。
- 1992年 教務課 (今出川校地) に常勤の点訳・墨訳担当者を配置
- 2000年 **障がい学生支援制度**、障がい学生支援窓口設置。
- 2004年 **発達障害者支援法** (2005年施行)
- 2006年 **国連 障害者権利条約**
- 2009年 **障がい学生支援室** (学生支援センター)
- 2013年 **障害者差別解消法** (2016年施行) →2021年改正 (2024年施行)
特別支援オフィス (カウンセリングセンター) -精神・発達障害に対応

見直しのポイント

- ・ 義務を負うのは、**事業者＝大学**

実際に行うのは教職員でも「事業者」として判断が必要。

→（障害種別、所属学部、担当者の意向に関係なく）

全学統一の方針での配慮提供。

身体障害、精神・発達障害につき、同一手続・同一形式で配慮提供。

- ・ 対象は、授業のほか、施設利用、研修会参加、課外活動等、学生としてのすべての活動。

- ・ 配慮内容は、

事業の実施に伴い、その本質を変更しないもの。

障害のない者と等しく活動する機会を保障するためのもの

→授業では、授業の本質を変更しない「調整」ととどまる。

障害のない学生との「均衡」

事業者にとって、配慮提供に伴う負担が過重でないもの。

当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じたもの。

→当該障害者のニーズを把握することが必要。

授業では、授業担当者の意向も考慮する必要がある。

一支援室・学部を通じた**建設的対話**

個人の
「好意」
による支援から

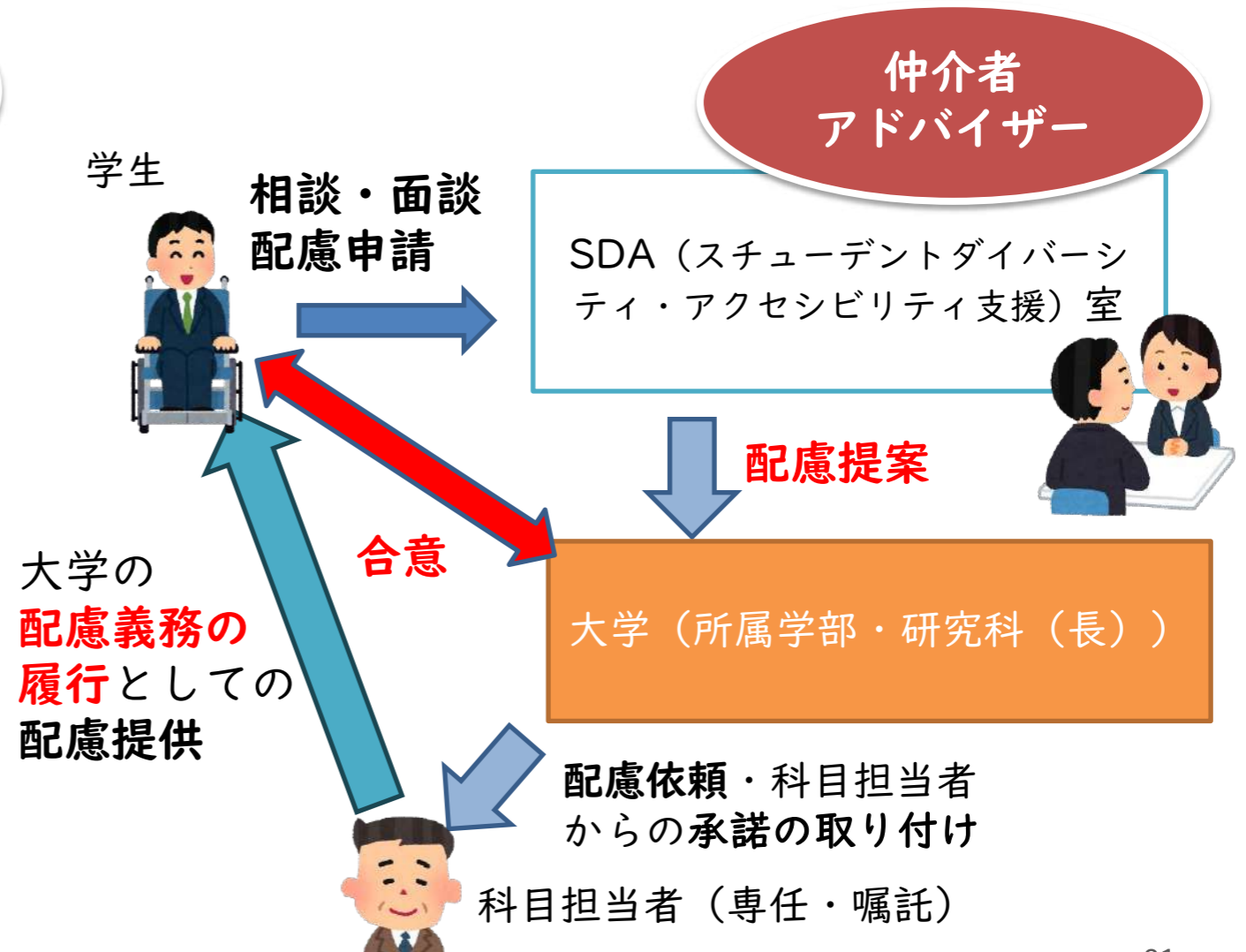
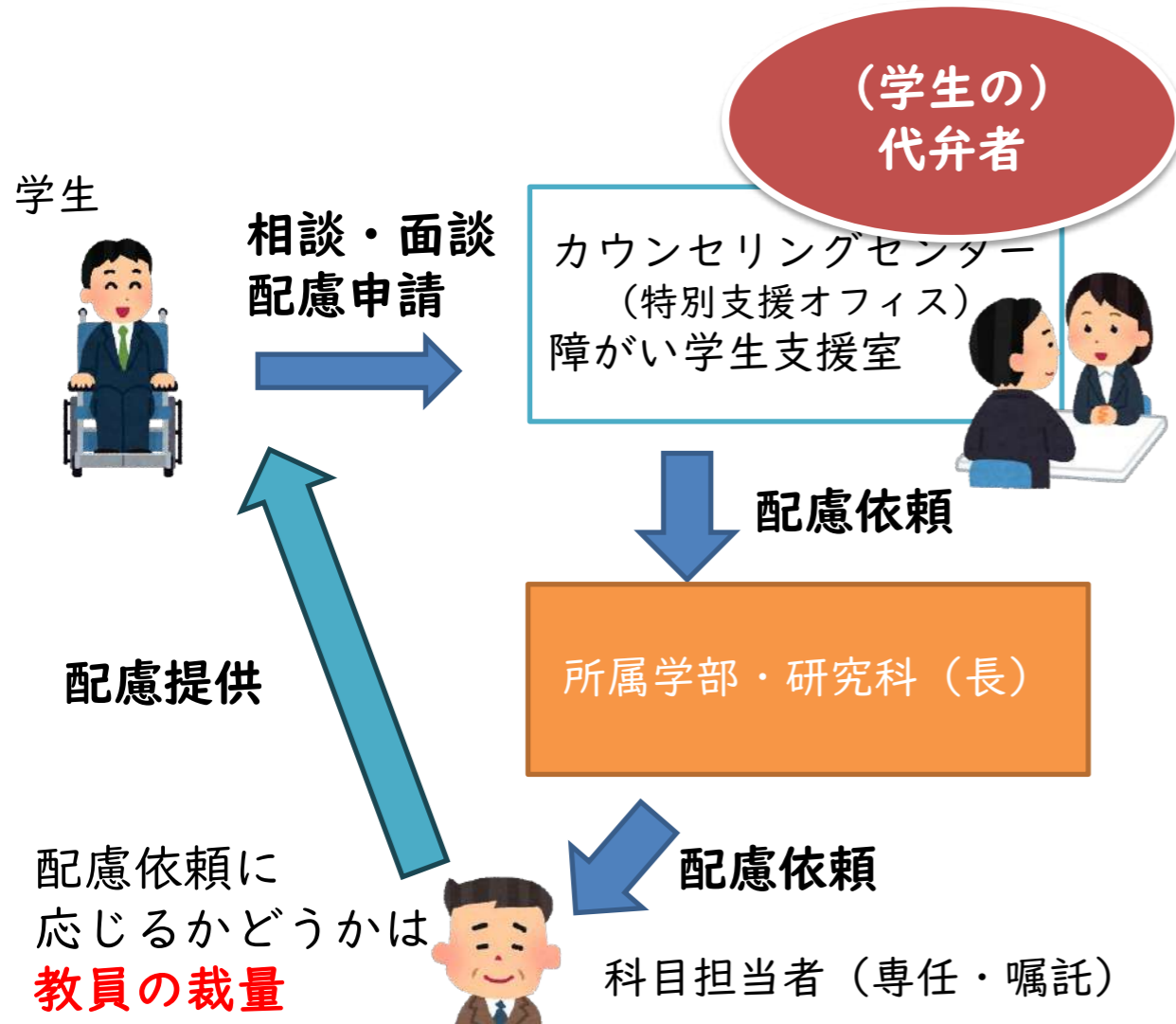
組織の
「義務」
としての支援へ

- 1949年 大学入試での点字受験対応（日本の大学では初）
- 1975年 教務課に非常勤の点訳・墨訳担当者を配置
試験問題の点訳を開始（1984年度より語学テキストの点訳も）
- 1982年 大学長の諮問機関として「障害者問題委員会」設置。
施設のバリアフリー化に着手。
- 1991年 図書館（今出川校地）内に点字室を設置。
- 1992年 教務課（今出川校地）に常勤の点訳・墨訳担当者を配置
- 2000年 障がい学生支援制度、障がい学生支援窓口設置。
- 2004年 **発達障害者支援法**（2005年施行）
- 2006年 **国連 障害者権利条約**
- 2009年 障がい学生支援室（学生支援センター）
- 2013年 **障害者差別解消法**（2016年施行）→2021年改正（2024年施行）
特別支援オフィス（カウンセリングセンター）－精神・発達障害に対応
- 2017年 「障がい学生支援調整委員会」制度
- 2018年 「授業における合理的配慮の内容決定」手続
- 2021年 スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）

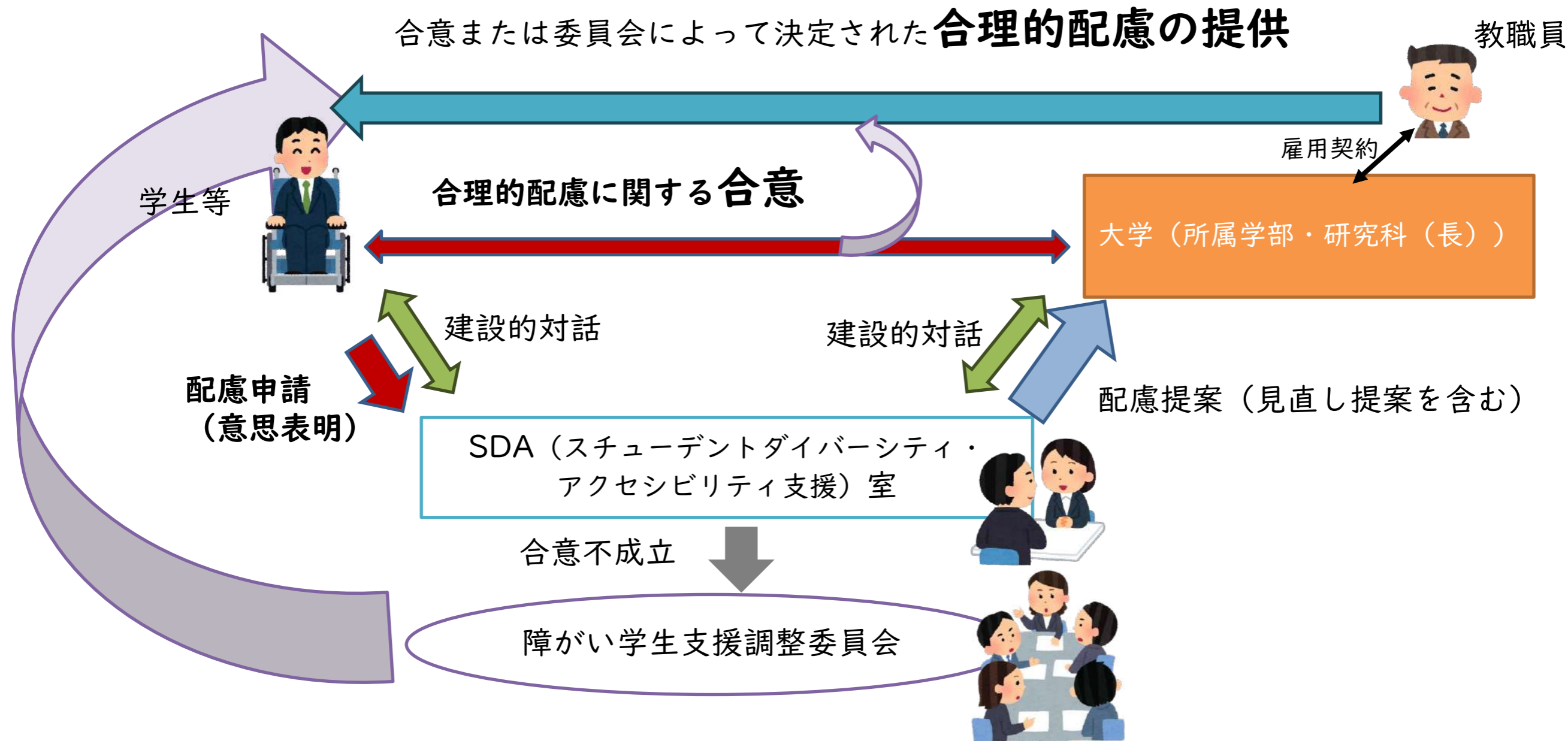
「授業における合理的配慮の内容決定」 手続 (2018年～)

• 2017年 (一方的配慮依頼)

• 現在 (大学・学生間の合意)



「障がい学生支援調整委員会」制度（2017年～）



②同志社大学での障害学生支援

きくことが
難しい

手書き
することが
難しい

見ること
が難しい

PC等の
操作が
難しい

教室での
受講が
難しい

話すこと
が難しい

記憶する
ことが
難しい

移動が
難しい

②同志社大学での障害学生支援

PC通訳
手話
筆談
字幕

代筆
PC使用の
許可

点訳
音声読み
上げ



代理
タイピング
代理操作

配布資料
の
提供

手話
筆談
代読

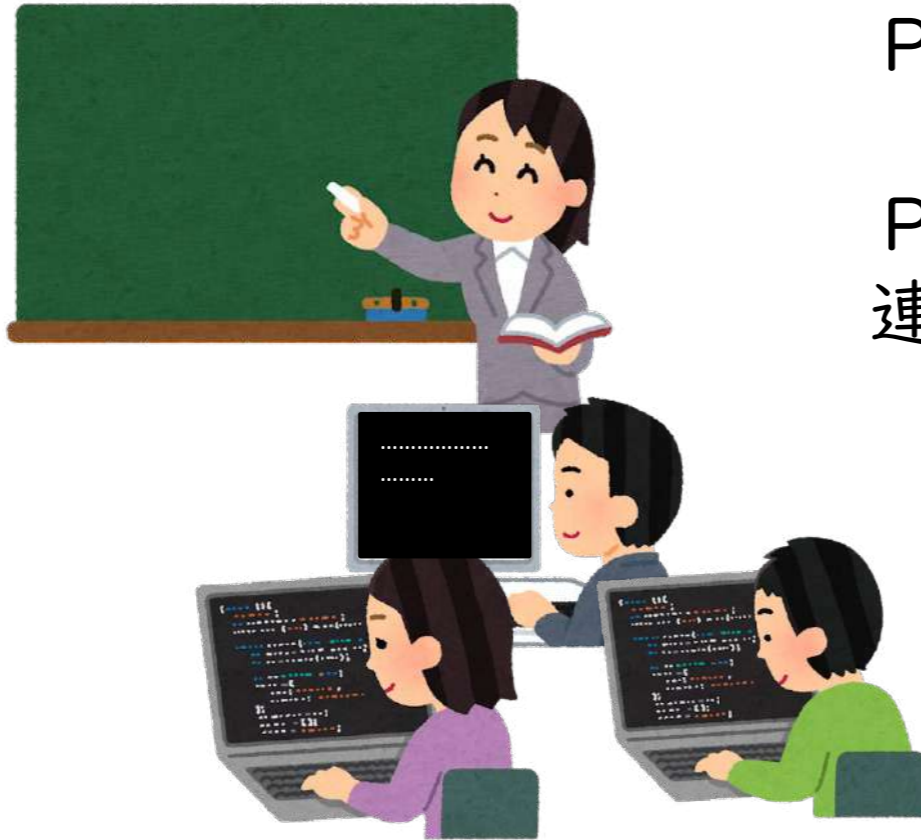


録音録画
の許可

移動介助



きくことが難しい学生への支援



PC通訳・ノートテイク等。

PC通訳では2名のスタッフが連携して入力。

例外的に、授業中に見せる動画の字幕は担当教員から、事前に動画提供を受け、授業時間外に、スタッフが字幕作成。



2人で
連携して入力



字幕

はい、こんにちは。
では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について
お話いたします。
スライドをご覧ください。

まず、2013年にこの障害者差別解消法が成立し、そして、2016年に施行されました。

関係

SDA室1 この時点で、合理的配慮については、

SDA室2 ぎょうせい

Fキー

- F1 (ふりがな)
- F2 選中の送信文
- F3
- F4
- F5
- F6
- F7
- F8 「」
- F9 1文戻す
- F10
- F11 1文字消す
- F12 改行後に文を送出
- ⇧F1
- ⇧F2
- ⇧F3
- ⇧F4

訂正

- では、障害を理由とする
- 差別の解消の推進に関する法律についてお話いたします。
- スライドをご覧ください。
- まず、2013年にこの障害者差別解消法が
- 成立し、そして、2016年に施行されました。

みることが難しい学生への支援

文書等をテキスト形式に転換。→点字端末で音声や点字に。

民法概論第1回レジュメ

民法概論

1. 民法の世界へようこそ！

あなたの未来を想像してみましょう。
あなたが将来、家を借りて一人暮らしを始めたら、お気に入りの家電や家具、食器を買いそろえましょう。
すてきな人と出会い、子どもが生まれたら、ローンを組んで家や車を買って・・・
でも、思いどおりにいかないこともあります。
お店で買った商品が届かない、貸したお金を返してもらえない、隣人がうるさくて寝られない、車にはねられてケガをした、夫が職場の同僚と不倫した、仲の良かった兄弟が遺産をめぐるでもめる・・・
そんなとき、どのように解決すればよいか・・・それを定めるのが民法という法律です。
さあ、一緒に、民法の世界をのぞいてみましょう。6名のガイドが、あなたを案内します。



民法概論第1回レジュメ

2. 「民法概論」について

(1) 「民法概論」のねらい (シラバスより抜粋)

民法の本格的な講義科目は、「民法Ia」を皮切りに全10科目が用意されています。
この講義の主目的は、これらの本格的な科目の履修に先立ち、いわば民法学の準備体操をすることです。この講義は、担当者6名がそれぞれ民法の主要な領域を取り上げ、リレー形式で講義を展開します。
リレー形式といっても、各担当者の講義内容はバラバラではありません。各講義を連続して受講することにより、大きく次の2つの理解を獲得することが、この講義の終局的目標です。

①民法の適用領域のひろがり、他の法領域とのつながりを理解すること

民法は、たとえばモノの売り買い、おカネやモノの貸し借り、交通事故が起きた場合の損害賠償、結婚・離婚・相続といった、私人どうしの関わり合いを規律しています。私たちは、生まれてから死ぬまで他人とさまざまな関わり合いながら生きていきますが、民法は、その過程で生じるあらゆる生活関係を規律しています。民法典が、1000箇条を超える非常に大部な法典であるのも、そのためです。

そこで、この講義では、各担当者が、民法の主要領域をできるだけ偏りのないように取り上げて、民法の全体像を示します。そして「民法の適用領域のひろがり」を理解するとともに、「民法と民法以外の科目相互のつながり (商法、会社法、知的財産法、労働法、民事訴訟法、民事執行法などの関係)」を理解することも求められます。

②民法の論理体系を理解し、分析的な思考方法に慣れること

上記のとおり、民法の適用領域はとて広く、民法典も大部です。しかし、これほど広い範囲を、想定されるあらゆる生活関係ごとに網羅的に規定したとすれば、とても1000箇条余で収まっているはずがありません。そう考えると、むしろ、どうして1000箇条余で済んでいるのが、とても不思議に思われるでしょう。

この謎の解明には、民法の論理体系を理解して、物事を分析的に捉えていくという思考方法にとにかく慣れることがカギになります。この、民法の論理体系に従った分析的思考というのは、民法の学習を体系的にすすめていくうえで不可欠です。各担当者はそれぞれ異なるテーマを取り上げますが、どの講義も一貫して、こうした分析的思考に従ってすすめられます。

受講生は、それらの講義を反復して受講することで、民法の論理体系を理解し、分析的な思考方法に慣れていくことが、この講義の第2の目標です。

(2) 講義内容

今年度は、同一講時に「民法概論-1」と「民法概論-2」の2クラスを開講し、ふだんは、それぞれ別の教室で授業を行います (講義の順序は異なりますが、内容は同じ、試験も同じです)。

ただし、初回と最終回はクラスを合併し、M21で授業を行います。

【民法概論-1】 通常の授業教室 RY206

4月13日	第1回	オリエンテーション (合併)	〔全員〕
4月20・27日	第2・3回	ケース1『カズヨシくんが事故に遭った!』	〔野々村〕
5月11・18日	第4・5回	ケース2『ノリコさん、テレビを買う』	〔川和〕
5月25・6月1日	第6・7回	ケース3『ナオさん、騙される』	〔荻野〕
6月8・15日	第8・9回	ケース4『イチローくん、マイホームを買う』	〔上田〕

P1

1 民法の世界へようこそ！

あなたの未来を想像してみましょう。

あなたが将来、家を借りて一人暮らしを始めたら、お気に入りの家電や家具、食器を買いそろえるでしょう。すてきな人と出会い、子どもが生まれたら、ローンを組んで家や車を買って…でも、思いどおりにいかないこともあります。

お店で買った商品が届かない、買ったお金を返してもらえない、隣人がうるさくて寝られない、車にはねられてケガをした、夫が職場の同僚と不倫した、仲の良かった兄弟が遺産をめぐる争い…そんなとき、どのように解決すればよいか…それを定めるのが民法という法律です。

さあ、一緒に、民法の世界をのぞいてみましょう。6名のガイドが、あなたを案内します。

図：あり

中央に大学生2人の絵。そのまわりに、さまざまな生活シーンの絵が10個。

- (1) 住宅を購入しようとしている家族
- (2) 車を購入しようとしている夫婦
- (3) 隣の騒音に悩んでいる人
- (4) スーパーのレジで買い物している人
- (5) 植え込みに車をぶつけてしまった人
- (6) 借金に押しつぶされそうな人
- (7) 結婚式をあげているカップル
- (8) おじいさんの死に立ち会う家族
- (9) 子どもの誕生を喜ぶ人
- (10) 離婚届をたたきつける人

P2

2 「民法概論」について

1. 「民法概論」のねらい（シラバスより抜粋）

民法の本格的な講義科目は、「民法Ⅰa」を皮切りに全10科目が用意されています。

この講義の主目的は、これらの本格的な科目の履修に先立ち、いわば民法学の準備体操をすることです。この講義は、担当者6名がそれぞれ民法の主要な領域を取り上げ、リレー形式で講義を行います。リレー形式といっても、各担当者の講義内容はバラバラではありません。各講義を連続して受講することにより、大きく次の2つの理解を獲得することが、この講義の終局的目標です。

点字端末

エクストラ ブレイルセンス6

この部分で入力。
(点字)

この部分が「点字」表示に。
漢字かな交じりで1回15~20字。



(3) 「みんなちがって、みんないい」への挑戦

①同志社バリアフリープロジェクトから、「誰アク」PJいろいろへ

同志社大学
バリアフリープロジェクト

プロジェクトについて 授業における合理的配慮 授業での情報保障 試験時の対応 その他 Q&A お問い合わせ

同志社大学
バリアフリー
プロジェクト

障害のある人のアクセシビリティ保障から

2019年度 教育方法・教材開発費 成果報告

視聴覚に
受講する



同志社大学
Doshisha University

2020年度 教育方法・教材開発費

「障害者でない
学ぶための教材・



同志社大学
Doshisha University

本スライドは、UDフォ



ポストコロナ社会で「誰一人取り残さない」 ためのアクセシビリティを考える

目の前にある危機を乗り越えるための取り組み実践報告

With コロナ社会のダイバーシティを考える

COVID-19 Research Project

第1回 オンラインシンポジウム

○阪田真己子（文化情報学部）

梶山玉香（法学部）

本スライドはUDフォントを使用しています

障害のある人を含む

すべての人のアクセシビリティ保障へ

誰アクPJ いろいろ

「誰アクPJいろいろ」は、
「誰ひとり取り残さない」ためのアクセシビリティを
いろいろ考えるプロジェクトです。

詳しく見る

[「誰アク」PJいろいろ](#)

② 「誰アク」プロジェクトいろいろの出発点

「アクセシビリティ」の問題は、
障害のある人だけではなく
あらゆる人に生じる。

特定の人への「個別対応」より
不特定多数への「



授業が（日本語の）音声だけで行われていたら



授業資料が紙だけで提供されていたら



オンライン授業なら・・・？

いつでも
どこでも
受けられる



聞き洩らした
情報も
もう一度

人と
会わなくても
よい

速度の調整が
できる

文字（字幕）
が出せる

オンライン授業だけだと・・・

機器や操作
が必要



授業に
参加する
実感がない

通信環境が
必要

人と
交流しにくい



デジタル

もし、授業の情報が**いろいろな方法**で提供され



オンライン

受講者側で「学び」の形を選べたら、

もっと参加しやすくなる人がいる。

→ 「リアル空間」でのオンライン併用



紙



対面



文字



音声



③オンライン併用による「社会的障壁の除去」

遠隔サポートシステム サポートする側と受ける側が同一空間にいない。

電話リレーサービス



[電話リレーサービス \(日本財団\)](#)

遠隔手話通訳サービス



[遠隔手話サービス](#)

[\(京都聴覚言語障害者福祉協会\)](#)

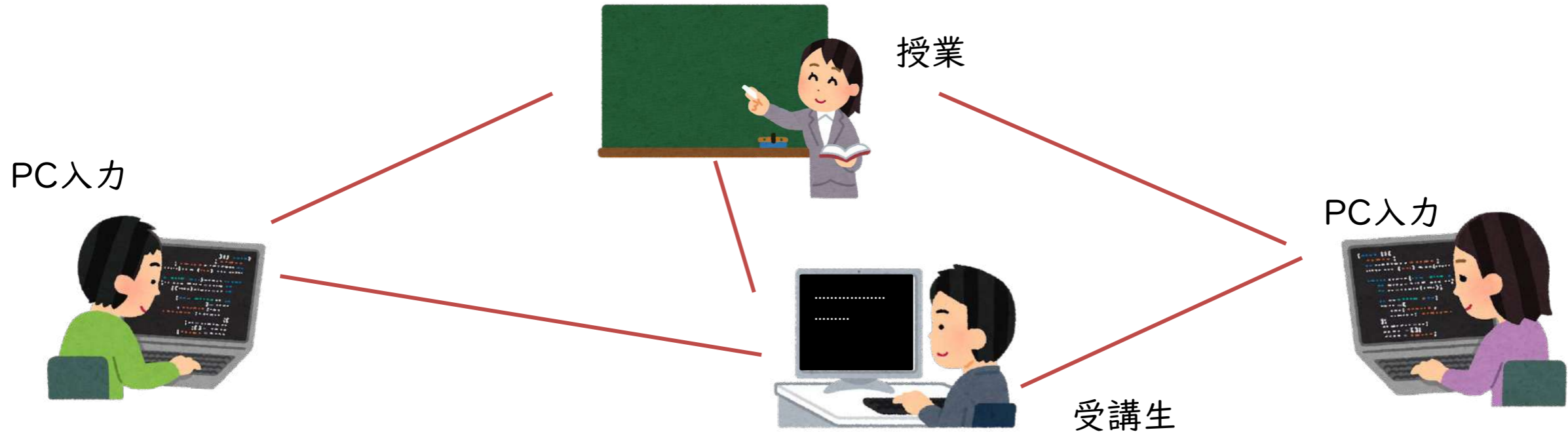
通常のPC通訳・PCテイク

PC入力する者が同じ空間に。



オンラインを使った遠隔PC通訳／PCテイク

離れた場所からサポート。→コロナ禍、災害時に活用。



[ウェブベース遠隔文字通訳システムcaptiOnline](https://www.capti-online.com/)

・ 機器によるサポート

字幕表示システム (京セラ・Cotopat)

従来の窓口対応

筆談



電子メモパッド ブギーボード


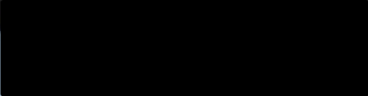


ことばが見える、ぱっと伝わるCotopat (KYOCERA)

音声認識・入力ソフト





UDトーク

げんてい きかん うった
この限定された期間にですね、訴え
お ばあい すいてい ひてい
を起こさなかった場合には推定を否定
できないということになってしまいま
す。

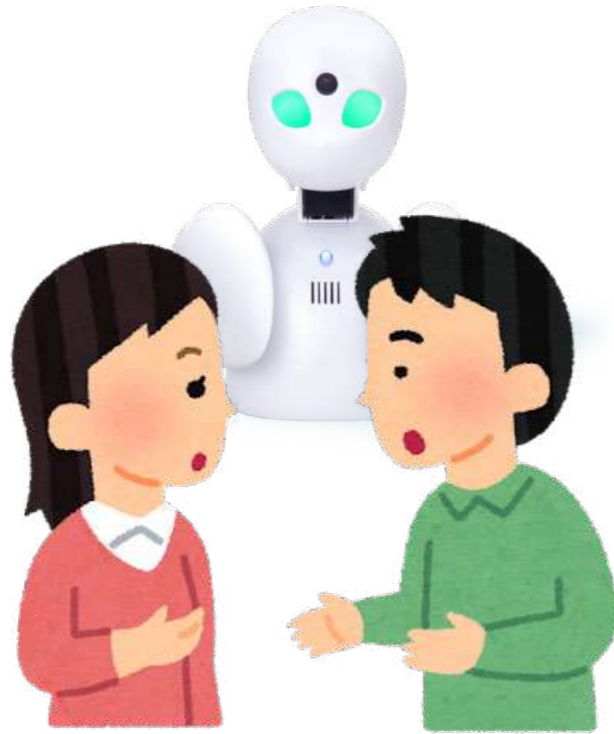
じょう すいてい およ じじょう
772条の推定の及ばない事情がある
ばあい ふつう
場合というふうにしましたが普通はそ
きかん きかん しゅっさん
の期間ですね、一定の期間に出産さ
こども こんいんちゅう かいた
れた子供っていうものは婚姻中に懐





- ・ アバターによる参加

- 「リアル空間」にアバターを派遣する



[分身ロボットOriHime](#)



吉藤 オリイ



まだzoom出席など無かった大学時代、体調を崩し休みがちで単位が危うかったが私そっくりな分身を作って出席し、リモートで黒板を見て講師に質問しまくり「これでダメなら出席とは何なのか」と言いまくった結果、出席を認めさせたりした。2011年の事だ

世の中の明らかに時代遅れな制度、ルールにはテクノロジーをぶつけていけ



・バーチャル空間

バーチャル空間で
アバター同士の交流。



[バーチャル空間 oVice](#)

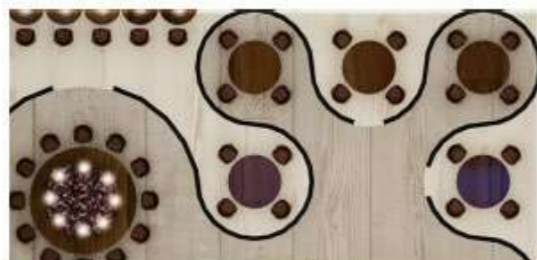
今出川でもない、
京田辺でもない



バーチャル教室、使ってみませんか？

「バーチャル教室棟 いろいろ館」は、オンライン上に設置されたバーチャル教室棟 (2階建て・2教室) です。

同志社大学の教職員であれば、どなたでも無料で、お申込みいただけます。
みなさまの自由な発想で、授業に限らず、さまざまな活動にご活用ください。



アプリ
アカウント不要
教室URLを
クリックするだけ

いろいろ館2階 201教室
(教室定員 50名)

いろいろ館1階 101教室
(教室定員 200名)



*「バーチャル教室棟 いろいろ館」は、誰アクPJいろいろが、2022年度「「読書ヨ、人一人ハ大切ナリ」同志社大学 SDGs 研究」プロジェクト研究費で、「実践スペース」として、運用しています。

教室貸出しは、研究の一環として行っておりますので、利用後のアンケートへのご協力をお願いいたします。

*申込者(主催者)は「同志社大学の教職員・部課」に限定しております(学生や学外の方には貸し出しておりません)が、教室URLをクリックし、パスワードを入力すれば誰でも入室できるスペースですので、学生や学外の方を対象とするイベントにご利用いただくことは可能です。

お問い合わせは、誰アクPJ(「誰一人取り残さない」ためのアクセシビリティを考えるプロジェクト)いろいろ まで。

<https://www1.doshisha.ac.jp/~msakata/barrierfree>

doshisha.barrier.free@gmail.com

梶山 玉香(法)・阪田真己子(文情)・中瀬浩一(免許)・河西正博(スポ健)

バーチャル教室で
どんな授業が
できるの？

オンライン上の教室なので、自宅と大学、今出川キャンパスと京田辺キャンパス、EUキャンパスと今出川キャンパスなど「**受講場所**」が異なる学生を一つの場に集め、**ディスカッション、グループワーク等**に取り組ませることができます。
オンライン受講生と教室受講生が混在する授業であっても、「**同じグループ**」での作業が可能になります。
バーチャル教室では、自由に移動し、参加者同士自由に話をすることができますから、**リアルの教室に近い空気**を作ることができます。

ZOOMでは、参加者が自由に「動く」ことができませんが、バーチャル教室では、参加者が自分の「分身」を動かすことで、**教室内を自由に「動く」**ことができます。基本的に、近くにいる人にしか声が届かないので、隣の席の人との「**雑談**」ができます。
教室の用途に応じ、**背景画像を変える**こともできます。

ZOOMとは
何がちがうの？



ゼミの様子

教員(赤い○)が、
黒い円の範囲の
学生と話しています。

授業以外に何が
できるの？

バーチャル空間は、すでに、企業や大学で、リモートワーク、学会、研修会、オープンキャンパス、懇親会等に使われています。
ポスターセッション、相談ブースなど、1つの空間でありながら、**複数の「集まり」**が作れること、**だれがどこにいるか、どこで何が行われているかを確認し、自由に近づいたり、離れたたり**できることが特色です。

- ・ ありたい自分であるためのアバター
姿、名前を選んで参加する。



4 おわりに

違うものとのつきあうのは、同じものとのつきあうのに比べて、**めんどう**なのだ。そのめんどくささが、違うものばかりの中で同じものを探させ、集まらせ（細分化）、その居心地の良さの中に踏みとどまることで、違いを理解できないものにしていく（分断）。

「配慮ある多様性 (Inclusive Diversity) に向けて 2020年の幕開けに思う」 (湯浅 誠) より

めんどくささは、「理解を得る」だけでは解消できない。

めんどくささを肯定し、軽減するための「仕組み」と「工夫」。

→一部の人の「善意」「心意気」に頼らない**仕組み**。

負担に見合う報酬、仕事の分担、ICTの活用、ノウハウ・機器の共有

できるだけ、「限られた人のための特別なもの」にしない**工夫**。

音声 ⇔ 文字を選べると、便利。

[ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック](#)

文章 + 図があれば、わかりやすい。

ユニバーサルデザイン書体なら、読みやすい。

[UD書体 \(モリサワ\)](#)

やさしい日本語なら、わかりやすい。

いりようほけん 医療保険	みな ^{かね あつ} なから ^{びょうき びょういん} お金を ^い 集めて、 ^{けが} けがや ^{びょういん} 病気で ^い 病院に ^{ひと たす} 行く人を ^{せいど} 助ける ^{せいど} 制度。
いんかんとろうくしょうめいしょ 印鑑登録証明書	あなたの「実印」(No.58)が ^{じついん} どれか ^か 書いて ^{かみ} ある ^す 紙。住んでいる ^{やくしょ} まちの ^{やくしょ} 役所で ^{やくしょ} もらう ^{やくしょ} ことが ^{やくしょ} できます。

[在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン](#)

対面 ⇔ オンラインを選べると、便利。

できるだけ段差がないほうが、便利。



[明治安田こころの健康財団
コミュニケーション支援ボード](#)

いつでも資料にアクセスできれば、便利。

情報が一元化されていると、便利。

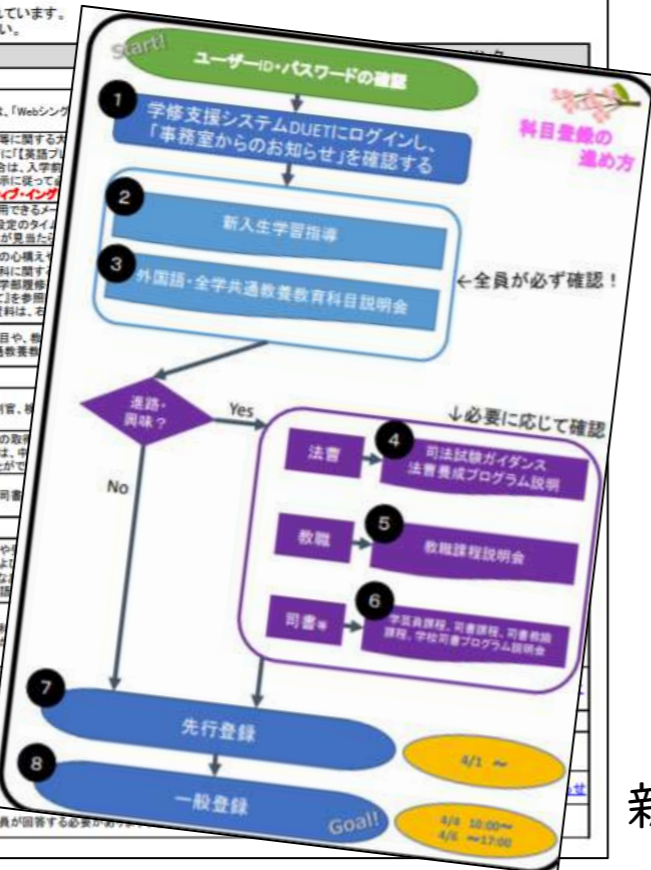
何をすべきかの見通しが立つと、安心。

科目からのお知らせ等	科目からのお知らせ等
シラバス 資料	参考情報 第 1 回担保物権法総論 (対面+オンデマンド)
受講の手引き 資料	第 2 回抵当権総論～成立から消滅まで
「出席停止等」により大学「来られない人用」ZOOMのURL 資料	第 3 回抵当権の効力の及ぶ範囲 (1) 優先弁済・目的物の範囲
授業教室の変更 資料	第 4 回抵当権の効力の及ぶ範囲 (2) 物上代位 第 5 回抵当不動産の売却・抵当権の実行
参考情報	第 6 回抵当不動産をめぐる利率調整 第 7 回抵当権侵害
平成15年(2003年)改正要綱 資料	(参考) 大学・学部からのお知らせ (科目に関連するものとして科目担当者が選んだもの)
法科協議会 担保法制部会 中間試案 資料	
第 1 回担保物権法総論 (対面+オンデマンド)	
レジュメ1 資料	
第 2 回抵当権総論～成立から消滅まで	
レジュメ2 資料	
第 3 回抵当権の効力の及ぶ範囲 (1) 優先弁済・目的物の範囲	
レジュメ3-1 資料	
レジュメ3-2 資料	

2021年度法学部 新入学生向けやることリスト(科目登録)

入学前サポートサイトや、法学部事務室からDUETメッセージ「新入生のみなさんへ」に、この表が添付されています。PDFファイルのリンク欄をクリックすれば、該当ページにジャンプしますので、PDFファイルでもご確認ください。

フォーチャート	やるべきこと	
## 以下のガイダンスは、必ず視聴・確認すること ##		
①	4/1	<input type="checkbox"/> 学修支援システムDUETにログインする
	4/1	<input type="checkbox"/> DUETの「事務室からのお知らせ」を確認する
	4/1	<input type="checkbox"/> メールシステム(Office365)でメールを確認する
②	4/1 ~ 4/2	<input type="checkbox"/> 新入学生学習指導の動画をみる
③	4/1 ~ 4/2	<input type="checkbox"/> 外国語・全学共通教養教育科目説明会の動画をみる
## 以下のガイダンスは、必要に応じて視聴すること。 ##		
④	4/1 ~	<input type="checkbox"/> 司法試験ガイダンスの動画と、法曹養成プログラムの動画をみる
⑤	4/1 ~	<input type="checkbox"/> 教職課程説明会の動画をみる
⑥	4/1 ~	<input type="checkbox"/> 学芸員課程、司書課程、司書教諭課程、学校司書プログラム説明会の動画をみる
## 動画の視聴をおえたら、以下の科目登録を行います ##		
⑦	4/1 ~ *科目により締め切りが異なるので注意すること	<input type="checkbox"/> 先行登録を行う
⑧	4/4 10:00 ~ 4/6 ~17:00	<input type="checkbox"/> 一般登録を行う
	4/3 10:00 ~ 4月末	<input type="checkbox"/> ネットワーク利用資格認定試験を受ける
## 以下も確認すること ##		
	4/5, 4/6	<input type="checkbox"/> 学生定期健康診断に参加する
	4/1 ~ 4月末	<input type="checkbox"/> 学生支援センターからのお知らせを確認する
		<input type="checkbox"/> 薬物に関する意識調査を回答する



→いかに少ない「負担」で実現するか。

新入生向けやることリスト

「みんなちがって みんないい」を実現するには・・・



できるだけ、**イライラ**、**モヤモヤ**を減らす

- 「理解」「やさしさ」「熱意」の問題として片づけず、誰もが大きな負担なく配慮提供ができる**仕組み**を作る。
- **ユニバーサルデザイン化**で、個別対応を減らす
支援する人の「 $+\alpha$ 」感（わざわざ、この人だけのためだけ）を減らす
→授業・業務の「かくあるべき」の見直しにもつながる

支援を受けない人の不公平感を減らす

支援を受ける人の「**ありがたい借金**」を減らす（オリィ吉藤）

ダイバーシティにともなう**ワクワク感**を忘れない

2023年度 政法講座

「みんなちがって みんないい」への挑戦

～民間事業者における合理的配慮の義務化に関連して



同志社大学法学部 梶山 玉香

